

[事案 2023-228] 入院給付金等支払請求

・令和6年6月14日 和解成立

<事案の概要>

責任開始前発病を理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年7月に狭心症で入院、手術したため、令和5年2月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金等を請求したところ、責任開始前発病を理由に入院給付金等が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

(1)契約時、募集人に対し、心臓カテーテル手術を受けたことを含めて全て話したが、何の注意もなかった。それにもかかわらず、実際に病気になったら22年前の病気を持ち出して支払できないとのことに納得できない。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人より過去の病歴・手術歴について説明を受けているが、当社に対する告知がなされていないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。